



越谷市告示第 187 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 の 2 第 1 項の規定により、令和 5 年（2023 年）5 月 1 日から、越谷市、三郷市、吉川松伏消防組合、春日部市及び草加八潮消防組合において、別紙の規約により東埼玉消防指令業務共同運用協議会を設置することとしたので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 4 月 18 日

越谷市長 福田

